

第八回 参議院 厚生委員会 會議 録 第八号

昭和二十五年七月三十日(日曜日)午前
十時二十三分開会

委員の異動

七月二十九日委員加納金助君辭任につ
きその補欠として長島銀藏君を議長に
おいて指名した。

本日の會議に付した事件

○社会保険制度に関する調査の件
(医療分業に関する件)
(報告書に関する件)

○地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き検査所の設置に關し承認を
求めるの件(内閣提出・衆議院送付)
○医師國家試験の受験資格の特例に關
する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○齒科醫師國家試験予備試験の受験資
格の特例に關する法律案(衆議院提
出)

○狂犬病予防法案(衆議院提出)

○継続調査承認要求の件

○皇居前広場の保存問題に関する件

○委員長(山下義信君) これより本日
の厚生委員会を開会いたします。

日程の順序を変更いたしました。社
会保障制度に関する調査關係といたし
まして、かねて医療分業に關連いたし
まして、堂森委員から政府の厚生省に
に設置いたしました医療分業關係の調
査会の権限、並びに本會議における厚
生大臣の答弁、及び当委員会におきま
する医務局長の答弁等々と關連いたし
まして、この問題につきまして厚生大

臣の所見を求めるということに前回の
委員会が相成つておりましたので、本
問題を先ず日程に上げますことに御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと
認めます。それでは本件につきまして
堂森委員の発言を許します。堂森委
員。

○堂森芳夫君 この前の委員会、東
局長から前例もあつたので法的根拠が
ないけれども、あのような調査会によ
つて厚生省の態度を決めるような委員
会を作つたという御答弁であつたので
ありますが、厚生大臣もやはりそうい
うお考えでありますかお伺いしたいと
思います。

○國務大臣(黒川武雄君) 名前の通り
臨時の調査会であります。その結論が
出ましたならば、それを参考にして厚
生省の結論を出し、そうして国会の御
審議を頂きたい。そういう考えであり
ます。

○堂森芳夫君 この前の本會議の質問
の際の大臣の御答弁によりまして、速
記も持つておりますが、「政府といたし
ましては、右調査会の結論を待ちまし
て、所要の措置を講じ、国会の御審議
をお願いする。」というわけでありま
して、まあ読んでその通りであります
が、非常にこの法的根拠のない調査会
に、この重大な問題の結論を委ねるよ
うな態度を取るように思われるのでご
ざいます。その点如何でございますか。

○國務大臣(黒川武雄君) 法的根拠の

ない調査会にそういう重大な権限を委
ねるといふような意思は全然ございま
せん。どこまでも参考としてこの結論
を得たい。こういう考えであります。

○堂森芳夫君 厚生省はなぜ政令によ
るとか、或いは法的根拠を与えるとか
いうような方法で、そうした重大問題
の調査会をお作りにならなかつたかと
いう点をもう一度お伺いいたします。

○國務大臣(黒川武雄君) 御承知の通
り或る筋からの非常な要望がございま
して、早急に答へる必要があつたもの
でございまして、そういうことを考
えないで、臨時に答へた次第でござい
ます。

○堂森芳夫君 關係方面のそうした指
示と申しますか、私の調べた範囲では
必ずしもそうした公的オーダーという
ふうなものではないと解釈しております
が、厚生大臣はどうお考えになりま
すか。

○國務大臣(黒川武雄君) 私も交渉の
結果を聞いていただけでございませ
ん。噂程これは……私はつきり申し上げ
ることができないかも知れませんが、な
かなかむずかしいデレケートな問題ら
しいのでございまして、そう騒がれた程
又強硬であるかどうかといふことは、
まだ私直接聞いておりません。段々
に……この七日に調査会の発表式をい
たします。そのときも同うさんからお
いで頂きます。御意見を伺うように
なつておりますから、その上で御了承
願いたいと思ひます。今のところは直
接私の話を聞いておりません。

○堂森芳夫君 大臣の御答弁を伺つて

おりますと、厚生大臣として非常にそ
の点お手抜かりのように思ふのであり
ますが、もう少しこの点はつきり御答
弁願えんでしょうか。

○國務大臣(黒川武雄君) はつきり申
さないところには意味があるのではな
いかと思ひます。その点は堂森委員も
十分御承知のことと思ひますから、わ
ざとお答えいたしません。

○堂森芳夫君 それでは、今度の調査
会というものは強制分業をやるといふ
前提の下に作つてゐるのだというふう
に解釈して、必ずしも強制分業をや
るといふ前提としての調査会であるとい
ふ、必しもそうじゃないのだというふ
うに解釈していいかどうか。その点に
ついて。

○國務大臣(黒川武雄君) 私は医療分
業すべしという考えも持つておりませ
んし、調査会もその点を研究する調査
会であらうと思ひます。

○堂森芳夫君 それでは臨時診療報酬
調査会或いは医療制度調査会というふ
うなものに対する委員のメンバーを、
お決まりでございまして、御発表願
いたいと思ひます。いや大体で結構で
す。

○説明員(森本彌君) 私より委員の構
成につきまして考え方を申し上げます。
二つございまして、最初の臨時診療報
酬調査会のメンバーでございしますが、
これは委員の数は三十名でございま
す。そして半数の十五名は医療關係
者、それから残りの半数の十五名は医
療を受ける立場にある者と、それから
学識経験者及び關係行政機關の職員、

こういう顔組で構成いたしております
す。それから第二の臨時医療制度調査
会の委員でございしますが、これは委員
の総数が四十名、これが四つのグルー
プに分れて、最初のグループは十
名が医療關係者、それから第二が医療
を受ける立場にある者、これが十名、
それから第三が学識経験者及び關係行
政機關の職員、これが二十名、合計四
十名、こういう顔組で構成されてお
ります。

○堂森芳夫君 それではいつ最初の会
合をやつてですね、そして大体いつ
頃までに一応の決案を出すか、その予
定がございまして、御発表願いま
す。

○國務大臣(黒川武雄君) 第一回は八
月七日に催します。その後いつといふ
期限は考えておりませんが、成るべく
早くといふことを考えておりますか
ら、六ヶ月か、或いは長くても一年く
らいではないかと存じます。

○委員長(山下義信君) ちよつと委員
長から伺いますが、委員の委嘱の形式
はどういうふうになつておりますか。
誰の名でこの委員を委嘱しているか、
或いは委嘱状といふものを發送してい
るか。ただ委員になつて呉れというよ
うな、口頭で頼んだというだけになつ
ておりますか。その手続きはどうなつ
ておりますか。

○國務大臣(黒川武雄君) 厚生大臣の
名前を以ちまして、非公式の委嘱でござ
います。

○委員長(山下義信君) 非公式という
ことは委嘱状の中に何かありますか。

非公式というとはどうして分る。厚生大臣の委嘱状に非公式ということがどうして分るのですか。

○國務大臣(黒川武雄君) 公式の委嘱状は出しておりません。それで、そういう意味において非公式ということを上げました。

○委員長(山下義信君) ですけども、委嘱状は今厚生大臣の名で出ているのであれば、それが非公式ということはどういう意味ですか。

○説明員(森本潔君) 今大臣が非公式と申されたのは、いわゆる法律でありますとか、政令であるとか、そういう法律、政令の根拠のない委員会であるからという意味だと思ひますが、委嘱状の形としては、大臣名を以てしまして、この審議会の委員に委嘱いたしますからという形式になつております。

○委員長(山下義信君) 調査会はずね。調査会は法的根拠がなく非公式であつても、委嘱状というものは苟くも厚生大臣の官名を用いての委嘱状というものは、公文書のもので非公式というのではどういふわけですか。

○説明員(森本潔君) 今非公式と申されましたのは、今申したような意味でありまして、大臣の名前で出した……

○委員長(山下義信君) 公式です。委嘱状その他その調査会に何か規定がありますか。

○説明員(森本潔君) これは大臣の決裁による、役所の言葉で申しますと伺定めと申しますか、その形式によりまして一応の内規を作つております。

○委員長(山下義信君) その内規を資料として、委員会に提出して貰ひたい

のです。
○説明員(森本潔君) 承知いたしました。

○委員長(山下義信君) これは大臣に伺ひますが、国家行政組織法の第八條によりまして、これは第三條に定めた委員会以外の諮問的或いは調査的な審議会や協議会は、法律によらなければ設けられないことに国家行政組織法でしてありますことは言うまでもないこととあります。実際問題としては、先刻堂議委員が質疑応答を重ねておられました。この調査会というものは非常

に重点を置いておられる。その答申の結果、調査会の結論については大臣はこれを重視しておられることは言うまでもない。本会議やこの御答弁にもあるわけでありまして、さもないければこれはほんの茶飲み会であつて、その結論がなく、どう出ようと殆んどそれは敢て重大な関心を持たんとおしやればそれである。重大な関心を持たんとおしやるならば、何が故に仰々しく二大調査会を設けるのか、これは非常に重大に世間が見ていることは新聞紙が非常に大きく報道しておることによつても極めて明白なのである。従いましてそれ程重要な調査会が法律的根拠を持たないで私的に作られたということは、全く法律無視と言わざるを得ないのです。時間的な関係で急いだとおしやつても、国会は開会中で、一時間でも二時間でも必要な調査会

ありますれば、国会はこれに對して議決をいたしますのにやぶさかでない。何故に法律を無視して私的な調査会をお作りになつて、而もその調査会の結論を重視するといふお考えをお取りになつたといふことは、国会を無視

せられたのではないかという当委員会におきまして不満の心持があるわけでありまして、その点まだ釈然といたしませんので、明白に何が故に法的根拠を持たない調査会をお作りになつたのか。若し私的な調査会なれば、その結論に對して厚生省は重大な関心を持たないとおしやれば、それでよろしいわけでありまして、その結論を相当重視するといふお考えならば、甚だ奇異と言わざるを得ませんので、その点を明白にしたいといふのがこの委員会の問題になつておる点でありますから、厚生大臣の御所見を一つ詳細にお述べ願ひたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

をにこそ態度が根本的に、日本の主権というふうなものを確保しなければならぬという我々から見れば、非常

に遺憾だといふふうに考えます。大臣の見解を一つ伺ひたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 先程半年か一年といふことを言ひましたのは、ちよつと言ひ過ぎでございまして、通常国会の始まります前までは大体終了して貰ひたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 尙、私から重ねて伺つて置きます。政府は今でもこの調査会の設置は法的根拠を求めなかつたのは遺憾とは考えていないのですか、これが当り前と考へておられますか。當り前でないと思へておられるか、變則的であると思へておられるか、こういうものを作つて、こういうやり方をするのが當り前と考へておられるか。その点について厚生大臣の所見を求めます。

○國務大臣(黒川武雄君) 變則的であつた、誠に手続において遺憾の点があつたと考へます。

○委員長(山下義信君) それでは本問題は一応この程度に止めて置きて、尚必要がありますれば、後日継続いたすことにしたいと思ひます。御異議ございせんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思へます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思へます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思へます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思へます。

○有馬英二君 質疑を省略しまして、直ちに採決をお願いしたいと思ひます。

○井上なつゑ君 只今の有馬委員の動議に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の有馬委員の動議は、質疑を打切つて討論も省略して、直ちに採決するといふ動議でございせんか。

○有馬英二君 そうです。

○委員長(山下義信君) 有馬委員の動議に御異議ありませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思へます。質疑を打切り、討論を省略しましてこれを採決いたします。本件に對しまして承認することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(山下義信君) 全会一致でございまして、よつて本案は原案通り承認することと決定いたしました。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に報告する報告書には多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とされる方は順次御署名願ひます。

多数意見者署名
小杉 繁安 井上なつゑ
有馬 英二 長島 銀藏
中山 壽彦 大谷 繁潤
池田七郎兵衛 河崎 ナツ
宮森 芳夫 深川タマエ
松原 一彦

○委員長(山下義信君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。尚その他の手続につきましては、すべて委員長に御一任願ひまして御異議

ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、この際右の二件を一括して上程することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。右二件を議題に供します。先ず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(大石武一君) 只今議題となりました歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案並びに医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在我が国において医師並びに歯科医師が医業を行います場合には、然るべき医学校を卒業した者、而も国家試験に合格した者のみに限られておるのであります。然るに、太平洋戦争の終戦によりまして、多数の医師並びに歯科医師が海外より内地に引揚げ参つたのでございまして、この中には尙相当の数の者が、いわゆる正規の医学学校を卒業せずして、海外の然るべき適地において現地の免許を受けて、いわゆる現地開業医として医業に従事しておつた者がございまして、こういう人々が現在国内においては現在の日本の法律によりまして何ら医業を営むことができず、空しくその技能を死蔵

しつつ、尙生活苦に喘がなければならぬ現状でございまして。従つてこのような窮状を防ぎますために、昭和二十一年に勅令第四十二号の国民医療法施行令特例によりまして、特別試験を受けることによつて、それに合格した者は医業を営むことができるというところに相成つたわけでございまして。然るにそれにも拘わらず、尙いわゆる露城地区において医業に従事せられた現地開業医、或いは更に進んで南方のマライ、シンガポールの方面、又進んで朝鮮における医師試験及び歯科医師試験の第一部試験に合格した者等につきましては、何らこれらの特別試験を受けることができませんで、終戦後五年に至る今日においても尙生活苦に喘いで、医業に従事したいという念願を持つてゐる者が相当にあるわけでございまして。従つて今回は、昭和二十一年の勅令の特例に洩れられた者を救助いたしまして、これらを是非とも然るべき試験を受けさせまして、それに合格した者に国民の医療の一端を担わせたい、こうお願いいたしまして、この法律案を提出いたしました次第でございまして。尙先程申し上げました昭和二十一年の特例による試験においても、これは五年間しか受験することができませんで、而も二回落第した者は何ら試験を受けることができないわけでもございまして。従つてこれらの者まで是非救助する考えで、これらの者の受験資格を認めることにいたしました次第でございまして。何とぞ然るべく御審議の上速かに御議決下さらんことをお願いいたす次第でございまして。

○委員長(山下義信君) 本案の審議は如何いたしましょうか。御相談申上げますが、御質疑がございすれば続行いたしますし、尙十分御検討願いますためには、審議を次回に廻しませうか。如何でございませうか。

○深川タマエ君 この問題は相当複雑な内容を含んでゐるらしいので、暫らく研究さして頂きたいので、次回に延期せられる動議を提出いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の深川委員の動議の次回に延期することに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。では審議を次回に廻すことにいたします。尙関連して資料の御要求がございしますれば、この際おつしやつて頂きたいと思ひます。該当者の数なんかの資料は……

○政府委員(東郷太郎君) 資料といたしましては、直接今回の改正によつて受験をするであろうと思われる人数については的確なものはございせん。ただ各方面からの言葉によつて推定するだけでありまして、但しそれに関連した今までの特別試験等の受験者の成績等についての資料はございしますから、これ又何らかの参考になると存じますので、すでに差上げたものもございしますが、尙追加いたします。

○委員長(山下義信君) その資料を至急についで御提出願ひます。では本案の審議は次回にいたすことにいたします。

○長島銀藏君 医師法第三十六条第三項といふものの抜萃なり何なりの資料、それから歯科医師法三十三条第三項、或いは歯科医師法三十二条の規定と、こう書いてありますが、これらの

抜萃で結構でございしますから、参考資料を一つお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 次は狂犬病予防法案を議題に供します。先ず提案者の提案理由の説明を求めます。衆議院議員原田雪松君。

○衆議院議員(原田雪松君) 只今議題となりました狂犬病予防法案に対する提案理由の説明をいたしたいと思ひますが、御承知の通り最近非常に狂犬病が大猖獗を極めまして、社会不安を非常に喚び起しております。すでに現在で昨年の発病頭数の三倍強になつておりまして、発病頭数も現在五百八十頭を数えております。そうして咬傷された人方は千九百九十八名の多数に上つて、現に死亡者が三十一名を出しております。そういう關係から急にこの法案を御承認頂きまして、社会不安の一端に努めたい、そういう理由であるのであります。只今御審議を願ひます狂犬病予防法案の提案理由は、国民の福祉を増進し、社会の安寧を図るに当りまして、公衆衛生の向上が重要な役割を演ずることは多言を要しません。そのため、公衆衛生に脅威を与える疾病予防のため、現在種々の施策が進められておりますが、人に感染する家畜の疾病につきましては、飲食用に供せられるものは、屠場法(明治三十九年法律第三十二号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)によりこれを防止し、人に直接危害を与える家畜の疾病につきましては、家畜伝染予防法(大正十一年法律第二十九号)により予防撲滅の対策が講ぜられる等、種種の対策が講ぜられて着々その効果を挙げておりますことは、一般に認めら

れてゐるところであります。犬の狂犬病は元來犬の疾病であるに拘わらず、人及び他のすべての家畜は勿論、各種の温血動物にも感染する疾病でありまして、従来家畜伝染病予防法によつて予防撲滅が図られて参つたのでありますが、最近犬の飼養頭数及び野犬数が急増するに、従つて、曾て殆んど根絶されんとしておりまして狂犬病が関東地方を中心としたしまして猖獗を極め、社会の不安を醸しておりますことは各位の御承知の通りでございまして。狂犬病は現在までのところ、一たび発病すれば全く不治の伝染病であり、症状悲惨を極め、目を覆はしむるものがあり、速かに本病を一掃して、全國民の安全を期する必要があるものがあると思ひます。このときに當りまして、狂犬病は他の家畜伝染病と性格を相違し、防疫措置も全く趣きを異にいたす点が多いのでありますので、その万全を期するため、特に家畜伝染病予防法と別個な法律によつて適切な防疫措置をなし得るよう規定し、一刻も速かに本病を絶滅いたしたいと存するのであります。

以下本法案の主要な内容についてその概略をお説明いたしたいと存じます。

第一に、予防についてであります。が、國民を狂犬病の脅威から守るためには、先ず犬の狂犬病の発生を防がなければなりません。その最も有効な方法といたしまして、現在予防注射が実施されているのでありますが、これを徹底するため、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課した点であります。又これと関連し浮浪犬の抑留を行ひまして、根本的に発生防

止の措置ができるようにいたした点であります。

第二に、狂犬病が犬の間に発生した場合に、この初発の時期に絶滅しなければなりませんので、罹患した犬が早期に発見、報告され、それに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課することにいたしましたのであります。併し、本病に罹患した犬は、御承知のごとく、狂暴性となり勢の極くま主人を咬傷して廻るものでありますから、人畜がこの罹患犬と接触することとを防ぐため、より徹底した浮浪犬の捕獲をなし、又緊急予防注射を実施し、運動の禁止、移動の制限、更に交通遮断等を必要といたしますので、これに関する規定を設けたのであります。

第三に、本病の診断には、先ず症状の観察が必要で、更に脳の病理組織学的検査等が必要となる場合もありますので、罹患犬及びそれを疑われる犬の殺処分を禁止して予防員をして検査をさせ、診断を確実にして事後の対策を講ずる措置が必要であり、又必要に応じて病性鑑定しなければならぬ場合も考えられますので、これのできるような規定を設けたのであります。

第四は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じよう規定した点であります。

第五は、公衆衛生又は治安維持の職務に携わる公務員及び獣医師に対して予防員から協力を求められたとき拒んではならない規定を設けた点であります。

第六は、抑留した犬を収容するため抑留所の設置を都道府県知事に命ずる規定を設けたのであります。この措置は狂犬病発生上最も危険と考えられる未登録犬、未注射犬、浮浪犬等を抑留した場合これを収容せんとするものであります。

第七は、登録手数料、予防注射の実費以外に犬の所有者又は管理に關して国又は地方公共団体の課税することを禁じた点であります。これは飽くまで、犬の所有者に積極的な登録と予防注射の実施等を期待せんがためであります。

第八は、家畜伝染病予防法から犬の狂犬病を分離いたしましたので、これに伴つて家畜伝染病予防法中必要な改正をいたしました点であります。以上が本法案の要であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いして説明を終ります。

○委員長(山下義信君) ちよつと御相談申し上げますが、この法案は昨日衆議院を通過いたしましたので、今日本委員会が開会せられる以前にこの法案が我々の手許に廻つて参りましたのであります。皆さんも御熟慮の時間が十分ありにならないかたのであります。如何いたしましてようか、この際本法案の内容につきまして、逐条とまでは行かなくても、大体法案につきまして、只今提案理由で述べられましたことをもつと詳細に承ることにいたしましてようか、如何いたしましてようか。

○委員長(山下義信君) それでは提案者でもよろしうございますし、便宜他の人でもよろしうございます。法案の内容につきまして總則についてはこうしてある、第二章にはこうしてあるというふうな大体の説明を具体的に法案と照し合わせて簡単に一つ御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(原田善松君) ただ法案の内容は御覧頂きますと分ると思いますが、疑義を挿まれるのではなからうかという点を気付いたまま御説明申し上げて見たいと思ひます。特に衆議院の方で質問を重ねられましたその問題等も必要であらうかと存じますので、その点だけを申し上げて見たいと思ひます。

この第十六条が非常に問題になつたのであります。都道府県知事は狂犬病が発生した場合に緊急の措置、それが交通遮断の問題と制限の問題でございしますが、人の伝染病でさえ交通遮断をする種類のものは極めて少ないのだ、犬については人々でも遮断することは當を得ていないのではないかと存じます。これは御承知の通り、人間であればいろいろな予防法であるとか、いろいろのものが厳守ができますから差支えないのであります。犬であるが故に一層こういふ遮断の要があるのだという、こういふ説明をいたしておるのであります。勿論御承知の通り、これは地方長官の権限によりまして禁止をやるには殆んど私共は今まで携つて経験をしておりませんが、大部分は制限であります。若し爆発的にその附近に狂犬が五頭も八頭も出た、咬傷人員が少くとも三十人も四十人も出た、特に咬傷というものは可憐な子供に多いので、實際非常に痛ましい有様になつておるのであります。そういう意味から非常時を察してのことであるという説明をいたしております。而も御承知の通り犬というのは、どんなに人の

隔離をやりましたも、若し発情期の場合でありますといふと、一頭の牝犬がおりまると、野犬が何十も襲来いたし、こういふ場合には防止できない、そういう場合にはこういふ措置をやらなければ絶対に防圧の手段はない、このように考えるのであります。そういう意味から御答へ申し上げまして御了承に与つたのであります。これは地方長官の権限によつて三日としてありますけれども、適當に伸縮ができる、そしてその実際に即した方法によつて禁止でなくとも制限をしてやることでございするのじやないか、こういふ意味であります。

それから第十九条の厚生大臣のその権限の問題でありましたが、これもこれは現在ではまだ民主化したおらないけれども、仕方があるまいというふうなことでも存んで頂いたのであります。それから課税の禁止の問題であります。二十二条で「国又は地方公共団体は、犬の所有者又は管理に關して税を課してはならない。」これが地方税関係と関連いたしましたので、この項目だけとはならなければならないというふうなことで、これだけはOKのときに修正、抹消でOKを取つております。これだけがお手許にあるのと違ふのではなからうかと存じます。

それから第三条の予防員の質問がございしましたが、これを予防員が職員、即ち獣医師、防疫員、そういう者が急な場合に間に合うかどうか。それだけの直ちに陣容の裏付けができるかという質問がございました。これは御承知の通り予防員は厚生省関係でございまして、食肉衛生食品管理員といふような人達が一票ごとに約三十名お

られるようであります。そういう方が予防員になられて、そうして権限を持たれる。それから開業獣医師が果して直ちに役に立つかというお説でございしますが、現在では開業獣医師の方では無医村は殆んどございせん。大きな村になりますと一ヶ村に三人か五人おりますので、いつ何時でも非常時の場合にはそれに応ずることができ、こういふことによつて御説明申し上げます。了承願つたのであります。

その他大した質問はございせんので、原案のまま委員会では御承認を頂いた次第でございします。その他にお氣付の点がございましたらば、私の知つた範囲内ではお答えさして頂きますし、よく分らない点は厚生省からお見えになつておりますから、お答えをして頂くようにお願いを申し上げます。存じますのであります。

○有馬英二君 全国の犬の予防注射の現状を一つ御説明願ひたい。

○衆議院議員(原田善松君) 現在予防注射を実施しておられますのは、これは三ヶ年の計でございします。昭和二十三年度は二十四万七千九百三十二頭の予防注射をやつておられるようであります。それから二十四年度の十月現在で七十四万八千六百二頭、それから本年二十五年度は、六月までの總数であります。これは本年はまだ半年しかありませんが、これだけの実績を挙げております。以上。

○深川タマエ君 提案者の御説明を伺いますと、大体これは狂犬病に対する予防的な措置のように存じますが、一度咬まれたら永久に治らないような恐ろしい病氣といったしますと、根本

的にやはり治療の方法を考究しなくちやならないと思ふのでありますが、今日国家でこの狂犬病を治療いたしますについて、特に何か経済的な援助でも与えて研究されているのでございませうか。実情を一つ。

○衆議院議員(原田雲松君) 現在では予防注射による以外にはないようでありますが、お話の通り非常にこわい病気でありまして、これに一度罹りますと、本当の狂犬でございまして、コルサコフ病か、半身不随になつて余り役立たないというふうな人が多いのでございまして。ただ時間的な処置が非常に重大な問題でありまして、これらの都会地は非常な準備も整つておりますが、田舎になりますと、八時間以内でこれらの手当をしなければ全然駄目だ、こういうことを言われているのであります。現在のところではパスツール・ワクチンを注射いたしております。それにマフアール・ワクチンを併用いたしますので、治療は完全なり、予防も完全なり、こういうことを言つております。まだ血清のワクチン製造上に多少の隘路があるのじやないか、こういうことが考えられるのでありまして、これは従来のワクチンは、御承知の通り金がかからないように野犬に接種をしてやつておつたのでありますが、この頃はGHQの方でも注意いたしまして、山羊とか、或いは綿羊であるとか、兎であるとかいうものを試験動物にしなければならぬ、野犬ではまだ危険がある、こういう指示をしておられるのであります。これは厚生省のお役人においてもありますから、よく御存じと思いますが、私はそういうことをまた聞きしております。

そういうことで完全治療の検出に大童になつて研究せられていようであります。これが今の段階のように考えるのであります。

○有馬英二君 何故東京或いは関東附近だけに狂犬病が流行しておるのですか、その点を一つ御説明願ひたい。

○説明員(石橋卯吉君) 狂犬病の発生地区が関東地区だけで、外の地区には発生しておらないのであります。今から三週間ばかり前に大阪に一頭出たのですが、非常に地区が限られてゐるのであります。この点につきましては、どうもその原因が突きとめられないのであります。結局疾病の流行の波が関東地区にある。この点は話はそれますが、赤痢におきまして、やはり関東地区に流行の波があつて、従来相当に多かつた九州地区辺りでも比較的少いというふうな一つの疾病の波の現象がありまして、その原因についての巨細な究明については、未だ学者の間でもこうであるという確論を得ないような次第でございまして。

○有馬英二君 この狂犬病は御承知のように犬に咬まれて発生する病気ですから、犬を殺さない、或いは犬に咬まれないようにすれば、病気が起らないわけでありまして、伝染しないわけでありまして、目に見えない細菌の病氣とは違つて、非常に予防が簡単であり、又完全に行われ易い性質のものであると思ひます。従つてこれが特に交通の頻繁であり、又人間が最も密集しておるところの東京を中心とした関東地区にかゝるに起つておるということ、犬の処置に非常に不完全な点があるに違ひがないと察せられるので、この点についてどういふふうになつてお

るか、御説明を願ひたい。

○衆議院議員(原田雲松君) 御尤もな御質問と思ひますが、関東地区に限定しておるような傾向が今お話の通りあるものであります。私はこの法案によりまして登録というものを完全に実施いたしまして、未登録犬を野犬に取扱う、こういうことにしてやるといふことが一つ、もう一つは早期診断をいたしまして、そうして完全な防疫陣営を強化いたしまして、これによつて完璧を期す、こういう点であると思ひます。関東地区に多いのは比較的野犬が多いのでないかという感じもいたすのであります。これは勿論九州方面にも相当あるものであります。實際上の数から言ひますと、私の果あたりでも畜犬として畜犬を出してありますのは三分の一に過ぎないのであります。その他は殆んど野犬と同様でありますので、本則によつて野犬と畜犬との区分をはつきりする、そうして不明瞭なものは抑留所を作りましてそれによつて早期発見の途を講ずる、診断を正確に期す、こういうことではないかと

はなからかうかと思つておりますが、こ

うやらなければ従来の伝染病予防法の一部に加えただけでは、これの完璧は期し難い、こういう点から実はこの法案を審議願つておるわけでありまして、おつしやる通り、咬まなければ実際にこれはうつらないのであります。併し猫が掠つて人間がうつた実例が幾らでもございまして。そういう関係からこの登録というのを正確にや

りまして、野犬との区別をつけて、むしろ野犬であるものは場合によつては撲殺をする。今も野犬撲殺の方法は厚生省でつておられるのであります。

が、今尙欠陥な点が沢山あるように思つております。現在私共の見解では、今申上げました通り予防注射を受けるのが百万頭ありますので、野犬といふものが百五十万頭以上あると考えております。これを整理いたしますことに

が今までかかつておるのですか。それをちよつとお聞きしたいと思ひます。○衆議院議員(原田雲松君) これは各果によつて多少違ふのではないかと存じますが、国自体がやつておるのではないようであります。大体予防注射は一頭百五十円見当で、果費で徴収いたしておるようであります。それを財源としておる、こういう実情であります。

○井上なつえ君 第三条によつて狂犬病の予防員を置かれますのでござい

○説明員(石橋卯吉君) そうです。つまり保健所にでもやらしておるとい

ますが、大体予防員は保健所に置くのでございませうか。実はこの間近果を歩いておりましたら、一頭の浮浪犬が附いて来て仕方がない。こわいから横に行くといふ。左へ行くといふ。一町程待つておりました。ちよつと先へ行かないで、又後を向いて帰つて来るので

○説明員(石橋卯吉君) 保健所を単位に大体やつておるのであります。大

すが、どこの犬か分らない。鑑札も何も下げていない。こわいものでござい

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

ますから、こちらで引つてこむと又戻つて来る。少し頭が狂つてゐるのじやないかという気がしてしょうがないので

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

すが、こゝろが狂つてゐるのじやないかという気がしてしょうがないので

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

言つて行つたらいいのですか。予防員はどこに居るのですか。連絡に行つて

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

思ひます。

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

○説明員(石橋卯吉君) 只今狂犬病の

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

○藤森眞治君 予防注射の先程数字を

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

○藤森眞治君 予防注射の先程数字を

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

○藤森眞治君 予防注射の先程数字を

○藤森眞治君 これは逐条的にお伺い

捕獲人であるというような第三条第二項の規定があるのであります。が、これの標識も何も持つておらないということでは果して捕獲人かどうか分らないのですが、そういう点については如何なお考えでございましょうか。

○衆議院議員(原田 雲松君) その点は私共もみずから体験をいたしております。捕獲人の資格につきましては、これは果の方で敵軍をいたし、のみならず今お話になりました通り、必ず早く見易いところに腕章でも付けるとか何とかということを省令なり、或いは果条例で設けて、所期の目的を達成いたしたいと思います。

○藤森義治選　それから第七項のところで、処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。」上のようなのですが、「通常生ずべき損害」といいますのは、どういふふうな意味でございましょうか。

○衆議院議員(原田雪松君) こればかりいうふうには書いてありますけれども、事実こういうことは恐らくありませんと存する次第であります。ただしろい御相談申し上げました結果、雪松法上こういう字句を入れて置かなければいけないと、こういうことで入れに過ぎませんので、実際上はこういうことはあり得ないということが考えられる次第でございます。

○委員長(山下善信君) あり得ないならば、この条項は削つてもよいの
すか。

○衆議院議員(原田雲松君) これは
法上入れなければならぬのだとい
話でございます。

○藤森眞治君 この「通常生ずべき害」と、こういう表現をしなければ

○衆議院法制局参事(福原忠男宛)の点は新憲法による私有財産権の補償の際の……新憲法の「私有財産は、正

用いることができる。」というこの精神を酌みまして、この本法におきます未登録犬吠いは未注射犬の抑留、従て抑留後の措置から犬の処分をする、とができるということを六項に認めておるのでありますが、これは一種の公権に対する公共の必要上生じた損害だと考えるのであります。これに對

まする關係から正兰の補償をすれば、
うので、第七項を置いたのでござい
す。又今お尋ねの「通常生ずべき損害
という表現がどうかということでは
が、これは先の第六国会でございま
たが、文化財保護法などときも同
と日、この二つ、それを著

の素装を用いました。その趣旨とするところは、
しました。その趣旨とするところは、
正当な補償と云うことを条文上表現
たいということでございます。

○藤森眞治君 次は第九条の隔離に
いてですが、獣医師又は所有者は、
の所在の場所で犬を隔離しなければなら
ないということになつておりま
が、これはこういう場合が考えら
る。獣医師の所に犬を連れて来て、

れが狂大であるといふことは、余見
た場合には、獣医師の所で隔離する
ですか、或いは所有者の所でされる
か、或いは適当な所に持つて行くか
これは実際の面に當つて非常に面倒
問題が起りますが、そこらは如何で
ようか。

○衆議院議員(原田雪松君) 私共の

え方としたしましては、警備隊に力をつけていただくこと、その所です。もう危険なものは繋留する、そういう方々を正確だと思っております。宜しくやっております。

○藤森眞治君　そうしますと、たま

いうような場合に、そうするとそこでで
離しななければならぬというような窮
なことが起つて来ますね。これは何
或る一定の場所に対する……その場
ということが余りに窮屈になりはし
いかと考えられるのですが、いろ／
な場合が出て来た場合に非常に窮屈
と思いますが、如何ですか。

○衆議院議員（原田雪松君） 獣医師

往診をいたした先で若しそういう病を發見した、こういう場合は勿論論者の家に醫留もできると思ひます。又保健所において将来はそういうものを收容するプール等もできるのじやいかと思つておりますが、大体に懸

的にブールができるようになってお
ます。抑留所は、罹病犬のみに対し
の取扱を規定したはずきりした明文
ないようですが、常識的に考えて必
ずそういう処置がとられ得る、こうい
ことで御了承を願いたいと思います
○護森廣治君 第十一条で伺いたい
ですが、第十一条の終りの「予防員
許可を受けなければこれを殺しては
ならない。これと九条との関係は如何

なりますか。「人命に危険があつて駭
やむをえないときは、殺すことをさ
たげない。」ということは許可も何ん
しに殺せるということですが、
こちらには殺してはならないといふ
うになつておりますが、その關係は
ういうふうに解釈したらよろしいの

○衆議院議員(原田雲松君) 十一條
問題はこれは隔離をしておる場合の野
題であります。前の方は隔離をしな
場合の問題であります。

深川タマエ君 この法案に連関いた
まして、当然野犬狩が行われると思

のでありますが、具体的にどういう法でなさるのか。私達がよく見聞きいたしますのは、毒饅頭なんか喰べさせてその場で殺して連れて行ったりするようなことがあるようですが、動物護の精神から、子供の教育に及ぼす影響も考えなければならぬので、どうふうにして捕獲なさるかということが一つと、それから連れて行く

犬の処置でございますが、野犬は相
多いと思うのであります、連れて
つた犬の処置はどうするのか、殺し
肉にしてお売りなさるのか、或いは
人の予防にでもするということで着
者にお譲りなさるのか。それから

一つ、これは北海道に私が昨年参りしたときの経験であります。これは図体相応に、大きな犬には牛乳箱や箱を引かしております。それは相當労働で、休んでおるときには疲れてかんとしております。これに反して内地では全く有閑マダムのような印象を受けたのであります。内地では犬を何う希望者がいいのか、それとも何う法律で許していないのか、若し許し

○衆議院議員(原田雲松君) 動物
といふことでありますが、犬も或
す。

できるのじやないかと私は思います
御承知のように北海道等は犬が冬に
けるところの糧の唯一無二の労働者
であるのでありまして、これによつて
ろいろな仕事を授ける、又田舎に参
ましても、都会の一部でも相当多い

思いますが、いろ／＼な運搬をいた
ます場合に犬が人間の先引きをする
或いは厚生車の先引を犬にやらせ
るという事もあるようであり、
いうことは幾らでもあるようであり
す。併しこれはやはり畜犬として
だけの飼養管理を施して愛撫の傍
らに携わらせるといふことであり
ますから、動物虐待にならないの
ではないかと考えます。それから捕

をどうするのか、殺した犬まで肉に
て売るのが、じやないかというお尋ね
りますが、さようなことは絶対にあ
りません。大抵肉を売って
得ないのであります。大体肉を売
す場合は、食肉関係の規則があるの
であります。それによつて検査を受
けなければならぬ。

検査印を貰わなければ若君に販売することができないのです。参考に申し上げますが、本年度の一月以降現在までで捕えておりますのは六万九千九百七十九頭でございます。そのうち処分しておりますのが四万二千三百十二頭外にしております。又持主が分らないものにつきましてはプールを作りまして、養管理をやつて、通知いたしまして引取手がないという場合には野犬

て処分しなければならぬといふ
であります。その場合の肉はどう
かということ、それらの肉は食料
は供しないのであります。併し皮
は犬皮大褌と申しまして、そうい
で幾らか金になるのじやないか、
という収入はどうするかということ

前広場の保存協会というものに対して好意を持たない。今課長は薄々知つておると言つてゐるけれども、そのあとの言葉を聞くときよく知つてゐる。さうな私は答を得るといふことは、厚生省自体がどうもおかしい団体で設けたといふことに對して疑わざるを得ない。殊に理事になつておる公園部長の飯島君は、今度の本當の公務員の試験を受けなかつた、今外遊中であると言つておられますが、これが理事になつておる。森課長並びに石神課長、これが幹事である。これは明らかに官製であります。今日の憲法の建前から見て、こゝろいつたような外郭団体みたいなものを設けることは、これは実に時代錯誤である、一昨日か朝の放送でこの皇居前保存協会がやつておることに對して、國民を惑わすとき放送をやつておる。これは一つの國民の聲として明らかにこの皇居前の保存協会に對する中傷的なことをやつておる。これは原文全部筆記してあります。こゝろいつたような経過を見て、一体更にこゝろいつたような団体を作り、今森課長はこれに對して一松君、大隈君、黒川大臣、高橋君その他を集めてさういふ一本建てにするといふようなお話をしたといふ話でありますが、今私が黒川君に聞いて見ました。黒川君もこの皇居前の保存協会のこれは理事である、非常に熱心なる会員である。厚生大臣の話を聞くと、非常にその点曖昧である。仲よくやうといふやうなつもりだつたといふやうなことを言つておる。今の森君の答弁と非常に食い違ひがある。こゝろいつたやうなものを屋上屋を重ねて、而もこれは悪く解すれば、從來とかあり勝であつた厚生省關係

……これはすべての官庁關係をやつておつたことであるが、自分が職になつた場合に一つの自分の行く場所を作る通弊がある。その通弊は今日極めて大膽なる官僚主義的なやり方じやないかと思ふ、今のように厚生省が若しこれを一本に統合するといふ親心があつたらば、なぜ事前において皇居前保存協会なり或いは一松君のやつておる皇居外苑整備奉仕会の会もあることである。なぜ正規の手續を取つてやらないか、そこに私は厚生省の非民主的なところがある、官僚主義の悪いところを極端にはつきりとした今の森君の答弁では論旨が一貫しないのみならず、その動機において極めて明瞭になるやうに、我々は從來官庁のいわゆる外郭団体を作つて足溜りをするといふ通弊を暴露した何ものでもない、こゝろいつたうに私は考えざるを得ない、であるからしてこゝろいつたものを作つたといふのであります、さういつたやうな從來の通弊をすつかりなくして、むしろこゝろいつたものは民主的な自主的な団体に任せる、若し一松君がやつてもできないのだ、或いは皇居前保存協会でも十分できないならば、厚生省としてはむしろこれを指導して、でき得べくんばこれに對して助成金でも与えてやらせるといふのが、これが今日の建前である。これを逆行してやるというやうなことは、これはどうしても解せない。厚生省としてはどうしても今皆で一緒にやつて作つた皇居外苑整備保存協会、これで一本建て行く自信があり、又さうしなくちやならんのかどうか、ならぬ理由はどこにあるか、もう一遍はつきりといふお答えを願いたい。○委員長(山下義信) 答弁の前に委

員長として注意いたしますが、公園並びに皇居前の問題も当厚生委員会の所管事項である。ですから、答弁は率直にありのまゝに、今山田議員から御質疑のありました御答弁については、当厚生委員会の席上から、包みなく、忌憚なく、遠慮なく答弁せられんことを希望します。○説明員(森直一君) 今の協力会を作つたといふ話につきましては、実は前にちよつと申し上げたやうに非常に言われておる。それで前の厚生大臣のとき、何か協会を作つたらどうかといふ話が実はございました。それでまあ商工会議所の高橋先生とか、或いは石坂先生に御相談を受けまして、そこで協力会といふやうな、本當にその綺麗にするだけの団体を作つたらどうかといふ話があつて、実は進んで来たわけでございますが、今の大臣になりましてから、今お話がございましたやうに協会の理事でもあられるので、三つの団体があるのはおかしいじやないかといふことで、まあまとめるやうにしよう、その辺はお前達の方で至急研究したらどうかといふやうなことで、この間実は七月二十五日か六日かと思ひますが、さういふやうな合會を設けたわけでございます。別に足溜りとか何とかといふことではなしに、本當にまああの附近の銀行会社の人達が屋とか、或いは婦人にあれを利用すると、非常にそのあと散らかして帰る。まあそればかりではないと思ひますが、さういふやうなことから話が出たやうでございます。あれはまあ私共が入ること自身は多少疑問がございますけれども、まあさういふやうなことで作つて、でき上つたのを見ましたが、ま

あ一本にするようにしたらどうかといふことについて、まあ今度一本にまとめるといふ方向に進めておるわけでございます。それからその整備奉仕会の方は会員といたしましては大体中央区、あそこは二分されておるところでございますが、中央区の方に住んでおられる方が多いやうであります、その方も満足で、それでは一緒にしよう、それから協会の方も大いに一本になつてやうといふことの話の結果、一本にするやうなことで今進めておるわけでございます。別にこちらの方が指示をしたり、どうしようといふことで協会ができたわけじやございませんから一つ。○委員外議員(山田節男君) 大變時間を取つて済みませんが、これは厚生委員の方々がいらつしやるから、特に厳正に御批判願ひたい。先程申し上げましたやうに、私も會員としてこの問題について厚生委員会の御審議を仰ぎたいといふことを、再三我々は会として要望しておつたが、これを厚生省がどうも好意を持たない。どうも今の課長の答弁を聞いても全くそれを裏付けるやうな答弁である。なぜうす／＼知つていふやうな団体で、今森課長の言われるやうな世論があつて、あそこを片付けるといふ世論があつたとするならば、なぜもつとこの既存の二つの団体に對して要望しないか、そこなんです。そこに殊更にこの新しい団体を作つて、而も公園部長、課長だの、君達理事、幹事に入る、そして一本建てにしよう、その根性がいけない。そこはもうすでに君達のイデオロギーそのものが非民主的である。こゝろいつた國會の、參議院の厚生委員会においてそ

ういふことがよく言えたものだ、この頭がいけない。こゝろいつたことになれば、これは私は追つてこの厚生委員会に厳正な御審議を願ひたいと思ふ。こゝろいつたやうな、明らかに森課長が言つたやうなその精神がいけない。なぜ新しく作つて統合してやう。借越極まる。私はこれは後程成規の手續によつて厚生委員会の御審議を仰ぎたいと思ひますが、かくのごとき厚生省の下級官吏、下級公務員が、今課長の答弁によつて明らかに自白しておる。これは私は成規の手續を取つてやります。こゝろいつた出過ぎた行為は厚生省は控えて、既存の団体を助成して、指導して、監督して行くのが、これが民主國家における、殊にこゝろいつたサービスの団体に官庁から直接人まで入れて嫁を容れるべきものでない。こゝろいつたやうな点、私は今森課長の答弁によつて私の疑つておることがはつきりしたと思ふ。これは追つて大臣に、後刻衆議院においてでも明瞭にしたいと思ひますが、この答弁によつても分りますやうに、どうぞ厚生委員の諸君におかれまして、深くこゝろいつたやうな目的を以て団体が作られ、國會の多數の皆さんの御援助を得て、而も私今朝報告によりますと、七十何万円かの金を集めておるやうです。全国に訴えるこの団体に若しスキャンダルがあつて、不正な事実があつたならば、もとより厚生省のみならず、我々會員自体がこれは自棄して行かなければならん。どうもこの問題に關する限り厚生省の從來の態度といふものは実に不親切で、そのことは今の森課長からの答弁によつてはつきりしたと思ひます。そ

のことを国会の厚生委員会において返答されておる。以ての外です。私はもうこれ以上の質問を繰返す必要を認めませんが、又衆議院におきまして、或いは又他日その後における厚生省のこの公務員の行動につきまして、更に質問をさせて頂くということをお委員長にお願ひ申上げまして、一応私の質問はこれを以て打ち切ります。

○委員長(山下義信君) 只今の山田議員の発言に関連しまして、皆様の方で何か御質疑がございましたらお願いいたします。外の委員の方で御発言の方があれば……。ございませんか。

○説明員(石神甲子郎君) 只今の皇居外苑の三つの会の歴史につきましてよくと申上げて見たいと思ひます。最初整備奉仕会がございましたのは、当時警視庁の協力を得まして、地方に火災防止とか盗難防止とかいろいろな看板と申しますか、ああいうようなものを立てておりました方々が、皇居前にやはりベンチとか紙屑籠とかいうようなものを寄附いたしました。それに若干の奉仕者の名前を付けて貰いたいと言つて参りました。当時それらの施設がございましたので、そういう施設を寄附されることは誠に結構ではあります。名前を入れるのは広告に亘りますので、工合が悪いというようなことを申上げたところが、いろいろその関係の方々が協議されて、整備奉仕会という一つの団体を作りまして、前の一松先生を会長にされて、会を作りまして、名前は入れなくてもいいから、それらの施設を寄附して貰いたいと言つて参りました。それで私共の方も或る程度の極く僅かな施設でございましたが、極めて僅かな施設

を認めることにいたしました。但しこれはあなたの方の会の独占ではありません。更に又そういう会ができるかも知れません。一応この程度の寄附は認めましょう。尚その整備奉仕会におきましては、将来は便所とか、その外大きなものも寄附したいという希望がございましたが、一応極く小規模のベンチとか屑籠というようなものを認めたわけなんです。

次にこの保存協会のことでございすが、岩隈氏が参りましていろいろお話しがございました。その際に皇居外苑に施設をしたいというふうなお話もございましたが、皇居外苑の施設につきましては、皇居外苑を国民の公園といたしまして、又その関係決定の趣旨によりまして、皇居外苑審議会というものがございまして、その決議によりまして、皇居外苑にこの程度のものはしてよろしいというふうな方針を答申して参りました。その趣旨に従ひまして、これを維持管理することになつておりました。従ひまして、その範囲内のものであれば受入れる余地がございすが、例えば記念碑を建てるとか、建築物を建てるというふうなことは受入れ困難であります。従ひまして、そういうことは困難である。会を作られるにしまして、こちらよく打合せして施行して頂きたいという、我々の希望いたしますことは、厚生省といたしましては、維持、保存、清掃というものをやつておるのでございすが、これに御協力して頂ければ結構でございます。というのを申上げて置きました。それが、二度おいでになりましたが、私の方の整備奉仕と十分打合せの上会

をお作りになりました。保存協会の方は私共の方の了解を得まして会をお作りになりました。発足になつておるわけですが、それは御発足になりました。御承知いたしましたのは、学校に寄附の何と言いますか、寄附に關係いたします印刷物を配りになりました。たま／＼私の子供がそれを貰つて参りましたので、初めてその協会がそういうふうな発足したということをはつきり承知いたしました。そこで岩隈氏を呼びまして、これらの中に約二億円の計画がございまして、宿舎を建てるとか、その外の施設については、当方としては関係決定の線並びに寄附行為審議会の線から受入れられないから、こういうことは前に申上げた通りです。それからこの御注意申上げてあつたわけでありまして、そのようになつたわけであつて、先般のラジオ放送にもなつたわけであつて、私の方といたしましては、この印刷物に書いてございす線は全く承知いたしております。先程も申上げましたように、外の国民が利用いたしますメーデーとか、その外集会に使ひまして、できるだけの清掃、現状を維持して行く、現状維持は不足なものでございすから、これに対して協力する団体を希望いたしましたというふうな考へておりましたので、これは私達の希望いたしました、団体でありますので、大変結構であると思つて申上げて協会のできたのでございす。できます以上三つもあるのはおかしいから、これはよく話し合ひして、一本にして全国的な団体にして頂いたら結構であるという趣旨でお話

申上げたわけでありまして、大体できました。会の歴史はどのように私承知いたしております。

○委員外議員(山田節男君) 今のお話ですが、それじゃ何故この公園緑地課長が理事になつたり、或いはあなた並びに森課長が幹事になつたりするやうなを得ないのですか。その理由を一つお聞きたいと思ひます。

○説明員(石神甲子郎君) 私計画課長、それから東京都の公園緑地課長、それから千代田区役所の助役というやうなことで実は会の内容といひますか、規約の作成とかいろいろなことをやれと言われたものがそれに當つたわけであつて、そのまゝまゝあ会の発足と同時に幹事になるということになつたわけ、特別な理由と申しましうか、ないのでございす。

○委員外議員(山下義信君) この問題はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左の通り。

- | | | | | | | |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委員 | 池田七郎兵衛君 | 大谷 登瀛君 | 長島 銀藏君 | 中山 壽彦君 | 河崎 ナツ君 | 堂森 芳夫君 |
| 委員 | 小杉 繁安君 | 井上なつゑ君 | 有馬 英二君 | | | |
| 理事 | 山下 義信君 | | | | | |

- | | | |
|-----------------------|---------------------|-------|
| 委員外議員 | 深川タマエ君 | 松原一彦君 |
| 衆議院議員 | 山田 節男君 | |
| 大石 武一君 | 原田 雪松君 | |
| 国務大臣 | 黒川 武雄君 | |
| 厚生大臣 | 東 龍太郎君 | |
| 政府委員 | 衆議院法制局側 | |
| 参事(第二部長) | 福原 忠男君 | |
| 説明員 | 厚生省大臣官房総務課長 森本 潔君 | |
| 厚生省国立公園部管理課長 森 直一君 | 厚生省国立公園部計画課長 石神甲子郎君 | |
| 厚生省公衆衛生局環境衛生部長 石橋 卯吉君 | | |
- 七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の設置に關し承認を求めるの件(予備審査のための付託は七月二十五日)
- 七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、狂犬病予防法案(衆)
- 一、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案(衆)
- 一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案(衆)

狂犬病予防法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 通常措置(第四条—第七條)
- 第三章 狂犬病発生時の措置(第八條—第十九條)
- 第四章 補則(第二十条—第二十五條)
- 第五章 罰則(第二十六條、第二十七條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、動物の狂犬病のうち、犬の狂犬病に限りこれを適用する。但し、厚生大臣は、家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)第一条第一項に掲げる家畜以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認めるときは、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部を適用することができる。この場合において、その期間は、一年をこえることができない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから、狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、厚生省令の定めるところにより毎年一回その犬の所在地を管轄する都道府県知事に犬の登録を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかねばならない。

4 都道府県知事は、犬の登録について、一頭につき一年三百円以内の手数料を徴収することができる。

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合に、その者が以下同じ。)は、その犬について、厚生省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を六箇月ごとに受けさせなければならない。

2 保健所長は、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかねばならない。

第六條 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は前条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うた

め、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 前項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

4 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れていないものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を抑留した場所を管轄する市町村長(東京都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受けた後又は前項の公示期間満了の後三日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、これを処分することができる。

7 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検査)

第七条 何人も、検査を受けた犬でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、農林大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条 狂犬病にかつた犬若しくは狂犬病にかつた疑のある犬又はこれらの犬にかまつた犬については、これを診断し、又はその死

体を検案した獣医師は、厚生省令の定めるところにより、直ちに、その犬の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならない。但し、獣医師の診断又は検査を受けた場合においては、その犬の所有者がこれをしなければならぬ。

2 市町村長は、前項の届出があつたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条 前条第一項の犬を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その所在の場所でのその犬を隔離しなければならない。但し、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことをさまたげない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡)

第十二条 第八条第一項に規定する犬が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。但し、予防員が許可した場合又はその引取を必要としない場合は、この限りでない。

(検査及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せいの検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条 予防員は、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかつた犬を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第七項の規定を準用する。

(移動の制限)

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(交通のしや断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかつた犬の所在の場所及びその附近の交通をし

や、断し、又は制限することができ
る。但し、その期間は、七十二時
間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第十七条 都道府県知事は、狂犬病
のまん延の防止及び撲滅のため必
要と認めるときは、犬の展覽会そ
の他の集合施設の禁止を命するこ
とができる。

(けい、留されていない犬の抑留)

第十八条 都道府県知事は、狂犬病
のまん延の防止及び撲滅のため必
要と認めるときは、予防員をして
第十条の規定によるけい、留の命令
が発せられているにかかわらずけ
い、留されていない犬を抑留させる
ことができる。

2 前項の場合には、第六條第二項
から第七項までの規定を準用す
る。

(厚生大臣の実施命令)

第十九条 厚生大臣は、狂犬病のま
ん延の防止及び撲滅のため緊急の
必要があると認めるときは、地域
及び期間を限り、都道府県知事に
第十三条及び第十五条から前条ま
での規定による措置の実施を命ず
ることができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の
職務にたずさる公務員及び獣医
師は、狂犬病予防のため、予防員
から協力を求められたときは、こ
れを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六
条及び第十八条の規定により抑留
した犬を收容するため、当該都道
府県内に、厚生省令で定める基準

により、犬の抑留所を設け、予防
員にこれを管理させなければなら
ない。

(手数料の費途)

第二十二条 国又は地方公共団体
は、犬の所有又は管理に関して税
を課してはならない。

2 第四條第四項の規定により徴収
された手数料は、すべてこの法律
の目的達成のために用いられなけ
ればならない。

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施
に要する費用は、左に掲げるもの
を除き、都道府県果の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七條の規定による輸出入検
疫に要する費用（輸出入検査中
の犬の飼養管理費を除く）

第二 犬の所有者の負担する費用

一 第四條の規定による登録の
手続に要する費用

二 第五条及び第十三條の規定
による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八條の規定
による犬の抑留中の飼養管理
費及びその返還に要する費用

四 第七條の規定による輸出入
検査中の犬の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に
要する費用

六 第九条の規定による隔離及
び指示により行つた処置に要
した費用

(処分等の行為の承継人に対する
効力)

第二十四条 この法律又はこの法律
に基づく命令の規定による処分及び
手続その他の行為は、当該行為の
目的である犬について所有権その

他の権利を有する者の承継人に対
しても、またその効力を有する。

(政令で定める市)

第二十五条 この法律中「都道府県」
又は「都道府県知事」とあるのは、
保健所法（昭和二十二年法律第百
一号）第一条の規定に基づく政令で
定める市については、「市」又は
「市長」と読み替へるものとする。

但し、第八条第二項、第三項及び
第十五條の規定については、この
限りでない。

第五章 罰則

第二十六条 左の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は五万
円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して検査
を受けない犬（第二條の規定に
より準用した場合における動物
を含む。以下この章中同じ。）を
輸出し、又は輸入した者

二 第八条第一項の規定に違反し
て犬について届出をしなかつた
者

三 第九条第一項の規定に違反し
て犬を隔離しなかつた者

第二十七条 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第四條の規定に違反して犬の
登録の申請をせず、又は鑑札を
犬に着けなかつた者

二 第五条の規定に違反して犬に
予防注射を受けさせず、又は注
射済票を着けなかつた者

三 第九条第二項の規定する犬の
隔離についての指示に従わなかつ
た者

四 第十条に規定する犬に口輪を
かけ、又はこれをけい、留する命
令に従わなかつた者

五 第十一条の規定に違反して犬

を殺した者

六 第十二條の規定に違反して犬
の死体を引き渡さなかつた者

七 第十三條に規定する犬の検診
又は予防注射を受けさせなかつ
た者

八 第十五條に規定する犬又はそ
の死体の移動、移入又は移出の
禁止又は制限に従わなかつた者

九 第十六條に規定する犬の狂犬
病のための交通のし、断又制限
に従わなかつた者

十 第十七條に規定する犬の集合
施設の禁止の命令に従わなかつ
た者

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十五年における第四条に
規定する犬の登録及び第五条に規
定する予防注射は、同年九月三十
日までにこれを行ふように厚生省
令をもつて定めなければならない
。

3 家畜伝染病予防法の一部を次の
ように改正する。

第一条第一項中「犬」を削る。

第四条第一項第一号中「牛疫、牛
肺疫又ハ狂犬病」を「牛疫又ハ牛肺
疫」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項第一号中「豚ノバラ
チフス」の次に「狂犬病」を加える。

第十七条を次のように改める。

第二十三條第三第五号を削り、第
六号を第五号とする。

第二十四條第一項第一号但書中
「犬」を削る。

4 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

歯科医師国家試験予備試験の受験
資格の特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。